

## 家庭ごみの有料化の法的根拠について

(1) 家庭ごみの有料化は、**地方自治法第二百二十七条**（「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」）および**同法第二百二十八条**（「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない」）に基づき、条例化した上で行なわれている。

(2) 「家庭ごみの有料化は違法か適法か」については、次のような**判例**が出されている。

①横浜地裁判決（藤沢市のごみ有料化条例の無効を訴えた裁判の判決）＜09(H21).10.14＞

**ごみの排出行為と収集運搬行為を一対一対応いっただいおうさせることが可能であり、受益者に対してのみ負担を課すことが可能であることから、ごみ有料化が、地方自治法第二百二十七条に反するとは言えない。**

②①の「ごみ有料化は違法でない（適法である）」との判決は、原告の控訴が東京高裁で棄却され＜10(H22).4.27＞、最高裁でも原告の上告が棄却された＜10(H22).4.27＞ことで確定している。

(3) 環境省は、地方自治体に対して家庭ごみ有料化について、しなさい・してはいけませんとの行政指導はしていないが、家庭ごみ有料化を実施する自治体の便宜をはかるため、その実施に資するための「**一般廃棄物処理有料化の手引き**」＜13(H25).4＞を作成・発行している。その中には、家庭ごみ有料化の有効性（ごみ削減につながる／ごみを多く出す人と出さない人の公平性を担保できる）についても明記している。

### ＜参考＞（URLはクリックしてください）

(2) -①の「横浜地裁判決」と(3)の「一般廃棄物処理有料化の手引き」は、ともに、環境省のHPの「市町村の一般廃棄物処理事業の3R化のための支援ツール」のページに掲載されている。

そのページは、環境省のHPにおいて、次の順に進んでいけばたどり着くことができる。

環境省のHPのトップ (<http://www.env.go.jp/>) →廃棄物・リサイクル対策→廃棄物処理の現状→市町村の一般廃棄物処理事業の3R化のための支援ツール ([http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool\\_gwd3r/](http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/)) →平成25年度一般廃棄物処理事業の3R化・低炭素化支援事業委託業務報告書＜横浜地裁判決の記載あり＞ ([http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool\\_gwd3r/pdf/report\\_h25.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/pdf/report_h25.pdf)) /一般廃棄物処理有料化の手引き ([http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool\\_gwd3r/ps/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/ps/index.html))